

各種委員会組織運営規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備考
<p>各種委員会組織運営規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、各種委員会に関し必要な事項を定める。</p> <p>(常設委員会の設置)</p> <p>第2条 本協会の事業遂行のため、次の常設委員会を設置する。</p> <p>(1) 法務委員会</p> <p>(2) 競技会委員会</p> <p>(3) 審判委員会</p> <p>(4) 技術委員会</p> <p>(5) 医学委員会</p> <p>(6) フットサル委員会</p> <p>(7) 財務委員会</p> <p>(8) 女子委員会</p> <p>(9) 国際委員会</p> <p>(専門委員会の設置)</p> <p>第3条 本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。</p> <p>(1) 施設委員会</p> <p>(2) リスペクト・フェアプレー委員会</p> <p>(3) <u>監査</u>・コンプライアンス委員会</p>	<p>各種委員会組織運営規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、各種委員会に関し必要な事項を定める。</p> <p>(常設委員会の設置)</p> <p>第2条 本協会の事業遂行のため、次の常設委員会を設置する。</p> <p>(1) 法務委員会</p> <p>(2) 競技会委員会</p> <p>(3) 審判委員会</p> <p>(4) 技術委員会</p> <p>(5) 医学委員会</p> <p>(6) フットサル委員会</p> <p>(7) 財務委員会</p> <p>(8) 女子委員会</p> <p>(9) 国際委員会</p> <p>(専門委員会の設置)</p> <p>第3条 本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。</p> <p>(1) 施設委員会</p> <p>(2) リスペクト・フェアプレー委員会</p> <p>(3) コンプライアンス委員会</p>	<p>監査・コンプライアンス委員会の役割を</p>

- (4) 殿堂委員会
- (5) 社会貢献委員会

中略

別表1 [各種委員会の所管事項]

常設委員会

1. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持
- (4) 選手の資格に関する事項

2. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) F I F A、A F C及びE A F Fの各種大会並びにJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

3. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項

- (4) 殿堂委員会
- (5) 社会貢献委員会
- (6) アスリート委員会

中略

別表1 [各種委員会の所管事項]

常設委員会

1. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持
- (4) 選手の資格に関する事項

2. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) F I F A、A F C及びE A F Fの各種大会並びにJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

3. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項

見直し、監査機能を除外する。

スポーツ団体ガバナンスコードの要請をふまえ、アスリート委員会を設置する。

(6) 審判指導者に関する事項

4. 技術委員会

(1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙

(2) 日本を代表するチームの編成案の作成

(3) 日本を代表するチームの強化

(4) その他日本を代表するチームに関する事項

(5) 選手の育成、強化に関する事項

(6) ユース年代の普及に関する事項

(7) 強化方針に基づく技術指導

(8) 指導者の養成

(9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦

(10) その他技術指導に関する事項

5. 医学委員会

(1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項

(2) アンチ・ドーピングに関する事項

(3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項

(4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項

(5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項

(6) その他すべての医学及び健康に関する事項

6. フットサル委員会

(1) フットサルに関する事項

(2) フットサルに関する大会及び試合の監理

(3) ビーチサッカーに関する事項

(4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理

7. 財務委員会

(1) 毎年度予算案及び決算案の審議

(6) 審判指導者に関する事項

4. 技術委員会

(1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙

(2) 日本を代表するチームの編成案の作成

(3) 日本を代表するチームの強化

(4) その他日本を代表するチームに関する事項

(5) 選手の育成、強化に関する事項

(6) ユース年代の普及に関する事項

(7) 強化方針に基づく技術指導

(8) 指導者の養成

(9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦

(10) その他技術指導に関する事項

5. 医学委員会

(1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項

(2) アンチ・ドーピングに関する事項

(3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項

(4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項

(5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項

(6) その他すべての医学及び健康に関する事項

6. フットサル委員会

(1) フットサルに関する事項

(2) フットサルに関する大会及び試合の監理

(3) ビーチサッカーに関する事項

(4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理

7. 財務委員会

(1) 毎年度予算案及び決算案の審議

- (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討
- (3) 長期財政計画の審議
- (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議

8. 女子委員会

- (1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項

9. 国際委員会

- (1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項
- (3) 上記以外の国際関係

専門委員会

1. 施設委員会

- (1) 競技会の施設関係の指導
- (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導
- (3) 施設に関する情報の収集
- (4) 施設の増加、改善対策
- (5) ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項

2. リスペクト・フェアプレー委員会

- (1) リスペクトに関する事項
- (2) フェアプレーに関する事項
- (3) 差別、暴力対策に対する事項

3. 監査・コンプライアンス委員会

- (1) 監査に関する事項
- (2) コンプライアンス等に関する事項

4. 殿堂委員会

- (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討
- (3) 長期財政計画の審議
- (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議

8. 女子委員会

- (1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項

9. 国際委員会

- (1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項
- (3) 上記以外の国際関係

専門委員会

1. 施設委員会

- (1) 競技会の施設関係の指導
- (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導
- (3) 施設に関する情報の収集
- (4) 施設の増加、改善対策
- (5) ナショナルトレーニングセンター（N T C）に関する事項

2. リスペクト・フェアプレー委員会

- (1) リスペクトに関する事項
- (2) フェアプレーに関する事項
- (3) 差別、暴力対策に対する事項

3. コンプライアンス委員会

- (1) 本協会のコンプライアンス等に関する事項

4. 殿堂委員会

委員会の役割を明確にする。

(1) 日本サッカー殿堂掲額者の候補者の選考

(2) 日本サッカー殿堂に関する事項

5. 社会貢献委員会

(1) 社会貢献に関する事項

(1) 日本サッカー殿堂掲額者の候補者の選考

(2) 日本サッカー殿堂に関する事項

5. 社会貢献委員会

(1) 社会貢献に関する事項

6. アスリート委員会

(1) 選手に関する事項